

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和元年度の保険料の支払いと保険証(被保険者証)の一斉更新について

7月に保険料額をお知らせします

令和元年度の保険料については、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人あたりの額】} \\ \hline \text{50,205円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割【本人の所得に応じた額】} \\ \hline \text{(平成30年中の所得 - 33万円) ×} \\ \hline \text{10.59\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{【限度額 62万円】} \\ \hline \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array}$$

○1年間の保険料の上限額は、令和元年度は62万円になります。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

■保険料の軽減

①均等割の軽減(年額)

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和29年1月1日以前に生まれた方の公的年金等については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
平成30年度における8.5割軽減の区分33万円以下		8.5割	7.75割	7割
【平成30年度における9割軽減の区分】のうち、 世帯の被保険者全員の各種所得なし	7割	8割	7割	
33万円+28万円×(被保険者数)以下	5割	5割		
33万円+51万円×(被保険者数)以下	2割	2割		

※令和元年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

令和元年度から、軽減特例の見直しにより9割軽減から8割軽減に変更になりました。

8.5割軽減に該当する方の軽減特例の見直しは、令和2年度に実施予定です。

②被用者保険の被扶養者であった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者であった方については、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります(50,205円→25,102円)。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が入っている健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

■保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。